

平成31年度 小規模企業施策

第198回国会（常会）提出

平成31年度において講じようとする小規模企業施策

第1章	需要を見据えた経営の促進	282
第1節	生産性向上・技術力の強化	282
第2節	IT化の促進	284
第3節	販路・需要開拓支援	284
第4節	海外展開支援	285
第2章	新陳代謝の促進	288
第1節	創業支援	288
第2節	事業承継支援	291
第3節	資金繰り支援、事業再生支援	292
第4節	人材・雇用対策	294
第3章	地域経済の活性化に資する事業活動の推進	298
第1節	地域資源の活用	298
第2節	商店街・中心市街地の活性化	299
第3節	その他の地域活性化施策	300
第4章	地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備	302
第1節	経営支援体制の強化	302
第5章	災害からの復旧・復興、強靱化	302
第1節	被災地の中小企業・小規模事業者対策	302
第2節	防災・減災対策	307
第6章	その他の小規模企業振興関係施策	308
第1節	財務基盤の強化	308
第2節	取引価格の適正化	309
第3節	消費税率引き上げ対応支援	310
第4節	消費税軽減税率対策	310
第5節	経営安定対策	311
第6節	官公需対策	312
第7節	人権啓発の推進	312
第8節	調査・広報の推進	312

I N D E X

第7章 業種別・分野別施策	314
第1節 中小農林水産関連企業対策.....	314
第2節 中小運輸業対策.....	316
第3節 中小建設・不動産業対策.....	317
第4節 生活衛生関係営業対策.....	319
第5節 環境・エネルギー対策.....	319
第6節 知的財産対策.....	321
第7節 標準化の推進.....	325

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意されたい。

第1章 需要を見据えた経営の促進

第1節 生産性向上・技術力の強化

1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【平成31年度当初予算：131億円】

中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う、中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援する。（継続）

2. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【平成31年度当初予算：産業技術総合研究所運営費交付金の内数】

地域企業の革新的な技術シーズを事業化へとつなぐ「橋渡し」機能を強化するため、地域の中堅・中小企業のニーズ等を把握している公設試験研究機関にコーディネータを拡充配置し、産総研のコーディネータとあわせて180人体制で全国規模の連携体制の強化に取り組み、中堅・中小企業等の研究開発を支援する。（継続）

3. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施する。（継続）

4. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業者等について、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「総額型」に、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率（12%～17%）を引き続き適用する（大企業は6%～14%）とともに、試験研究費の増加割合が8%を超える場合には税額控除の上限を10%上乗せする措置を講じる。さらに、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過割合に応じて控除率を上乗せする措置等を引き続き講じる。また、平成31年度からはオープンイノベーションや研究開発型ベンチャーの成長を促すため、控除上限や控除率の拡充を図る。（継続）

5. 中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力を

PR するデータベースや日本政策金融公庫による特別利率による融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図る。(継続)

6. 異分野連携新事業分野開拓

中小企業等経営強化法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例などにより総合的な支援を実施する。(継続)

7. 医工連携事業化推進事業

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として伴走コンサルを実施する。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、平成 31 年度は開発・事業化事業において 35 件程度の医療機器実用化を支援する。(継続)

8. 企業活力強化資金（ものづくり法関連）

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請け中小企業の振興を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。(継続)

9. 中小企業等経営強化法

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案を第 198 回国会に提出しており、中小企業の事業継続力強化のために必要な計画認定制度を創設し、各種の支援措置を講じる等の措置を盛り込んでいる。また、経営力向上計画を策定し、認定された企業に対し、日本政策金融公庫の融資制度等の支援を講じる。(継続)

10. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人の税額控除は 7%）ができる措置。平成 31 年度税制改正において、対象設備の範囲の明確化及び適正化を行った上で、適用期限が 2 年延長された。(継続)

11. ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【平成 31 年度当初予算：50 億円】

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援する。(支援)

第 2 節 IT 化の促進

1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度 (IT 活用促進資金) (財政投融資)

日本政策金融公庫による融資を引き続き実施し、平成 31 年度からは、特に、中小企業等経営強化法に基づき情報処理支援機関として認定を受けた者や、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により生産性を向上させる取組を実施する事業者に対して、低利の融資を新たに実施する。(継続)

2. サービス等生産性向上応援隊事業 【平成 31 年度当初予算 : 0.2 億円】

サービス事業者の日常的な相談先である支援機関や IT ベンダーに対して、IT 活用や生産性向上に関する助言、専門家への橋渡しの役に立つオンライン講座等を提供する。あわせて支援機関と IT ベンダーのマッチングの機会を提供し、地域における IT 支援関係者の連携を促進する取り組みを本事業と並行して実施する。(新規)

第 3 節 販路・需要開拓支援

1. 小規模事業者対策推進事業【平成 31 年度当初予算 : 49.4 億円】

平成 26 年改正小規模事業者支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援する。また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し幅広い支援を行う。(継続)

2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援する。(継続)

3. 販路開拓コーディネート事業

中小企業等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを中小企業基盤整備機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)が支援する。(継続)

4. 販路開拓サポート支援事業（国内・海外販路開拓強化支援事業）【平成31年度当初予算：23.9億円の内数】

民間事業者等のノウハウ・ネットワークを活用した、新事業展開の掘り起こし、商品改良等サポート、展示会・商談会の出展機会の提供等を通じて、中小企業・小規模事業者の新商品開発、販路開拓等の取り組みを支援する。（新規）

5. 新事業創出支援事業

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行う。（継続）

6. J-GoodTech【平成31年度当初予算：中小機構交付金の内数】

中小機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。（継続）

7. 地方公共団体による小規模事業者持続化補助金【平成31年度当初予算：10.1億円】

小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を地方公共団体が支援する場合に、国がその取組を補助する。（新規）

第4節 海外展開支援

1. 日本の中堅・中小企業とのグローバルアライアンス支援

日本の中堅・中小企業と外国企業との投資提携等を支援すべく、JETRO、中小企業基盤整備機構等の関係機関が連携し、対日投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業とのマッチング支援及びファンドスキームの活用促進を引き続き実施。（継続）

2. 現地進出支援強化事業（国内・海外販路開拓強化支援事業）【平成31年度当初予算：23.9億円の内数】

情報提供、海外展示会や商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）など、段階に応じた支援を提供し、海外進出、また発展させるまでを一貫して支援する。また、中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーや、各国税制等や税務に係る留意事項を記載したパンフレットの配布等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る態勢整備を支援する。（新規）

3. JAPAN ブランド育成支援事業（国内・海外販路開拓強化支援事業）【平成 31 年度当初予算：23.9 億円】

中小企業の海外でのブランド確立の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等の取組を支援する。（継続）

4. ビジネスマッチング支援事業（国内・海外販路開拓強化支援事業）【平成 31 年度当初予算：23.9 億円の内数】

中小企業の海外展開を促進するため、海外展開（輸出、販売・製造拠点設立、業務提携等）を志向する中小企業等に対し、中小機構が運営する WEB マッチングサイト（「J-GoodTech」の特設サイト）を活用した外国語による海外企業への情報発信、及び、中小機構の専門家を活用した海外企業のニーズの高いテーマに関連した現地派遣支援（現地調査支援・マッチング支援）を実施する。（新規）

5. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業（中小企業・小規模事業者人材対策事業）【平成 31 年度当初予算：13.7 億円の内数】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、海外の市場情報や制度情報の集め方、海外バイヤーとのコミュニケーション方法などの学習に加え、グループワークを通じた海外ビジネス戦略・方針の策定、海外でのフィールドワークによる市場調査経験（初級）や実践的な現場研修（上級）ができるプログラムを提供する。また、参加者と参加者の上長による事前評価と、事後評価を行い事業成果を測定・把握するとともに、参加者がプログラムへの参加報告を発表する場を設けて、他の中小企業の参考とする。（新規）

6. 海外展開・事業再編資金

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、もしくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）による融資を実施する。（継続）

7. 海外子会社の資金調達支援等

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施する。（継続）

8. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【平成 31 年度当初予算：44.0 億円の内数】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施。

- ①経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援する。
- ②日本で働くスキルを有する外国人材の育成と日本企業における体制強化のため、日本企業への外国人学生等のインターンシップ受入を実施する。
- ③開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発等に、開発途上国現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む日本企業への補助を行う。

9. 青年海外協力隊事業の活用及び民間連携ボランティア制度

JICA 海外協力隊（民間連携）（旧民間連携ボランティア制度）の活用及び帰国隊員とのマッチング【平成31年度予算：1,504.8億円の内数】

国際協力機構（以下「JICA」という。）においては各企業のニーズに合わせ、社員を JICA 海外協力隊として途上国に派遣する民間連携の制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努める。また、帰国した JICA 海外協力隊の進路開拓支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材（協力隊員）の採用を希望する企業の情報を帰国隊員に提供したり、これら企業と帰国隊員とが直接対話できる交流会や帰国報告会等を開催する（継続）。

10. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じる。（継続）

11. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、NEXI の中小企業向けのホームページを刷新。JETRO 等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等に NEXI から講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行う。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、わかりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、引き続き貿易保険の一層の理解と普及に努める。（継続）

12. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXI は、2011 年 12 月に地方銀行 11 行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。提携機関は年々拡大し、また、2016 年には信用金庫とも提携を行うことで信金ネットワークを構築。現在では、全国 117 金融機関によるネットワークを構築（平成 31 年 2 月現在）。引き続きネットワーク日本の中堅・中小企業とのグローバルアライアンス支援ワークの拡大を図る。（継続）

13. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性向上のための説明会の開催や、中小企業基盤整備機構やJETROとの連携等による、輸出や技術提供を行う中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援する。(継続)

14. 中小企業等の製品・技術等と ODA のマッチング事業【平成 31 年度当初予算：1,504.8 億円の内数】

ODA により、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図ることを目的としている。(継続)

15. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【平成 31 年度当初予算：1,631.0 億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業の製品に対する認知度の向上等を図るもの。(継続)

16. 新輸出大国コンソーシアム【平成 31 年度当初予算：249.6 億円の内数】

JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野の専門家を確保し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的に支援する。(継続)

17. 越境 EC 等利活用促進事業【平成 31 年度当初予算：249.6 億円の内数】

世界の EC 市場の急成長が予想される中、JETRO が海外の主要 EC サイトに「ジャパンモール」を設置し、海外 EC サイトにおける農産品や日用品等の日本商品の販売支援の取組を開始する。(新規)

第2章 新陳代謝の促進

第1節 創業支援

1. 創業支援事業者支援事業【平成 31 年度当初予算：3.8 億円の内数】

産業競争力強化法における認定連携創業支援等事業者が認定創業支援等事業計画に基づき行う特定創業支援等事業（創業スクールの開催、個別相談窓口の設置等）・創業機運醸成事業（起業家教育・ビジネスプランコンテストの開催等）の取組を支援する。(新規)

2. 新創業融資制度

日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無

担保・無保証人で融資を実施する。(継続)

3. 女性、若者/シニア起業家支援資金

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。(継続)

4. 再挑戦資金（再チャレンジ支援融資）

日本政策金融公庫が、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施する。(継続)

5. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。(継続)

6. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）【平成30年度当初予算：中小機構交付金の内数】

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る。(継続)

7. グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業【平成31年度当初予算：8.0億円】

グローバルで成長するスタートアップのロールモデル創出に向けて、官民で連携し、海外展開を含むスタートアップへの育成・支援を行う「J-Startup」プログラムを実施。また、本プログラムの一環として、起業家等を海外イノベーション拠点に派遣する人材育成事業等を行う。これらの施策を通じて、日本のスタートアップエコシステムのさらなる強化を図る。(新規)

8. 潜在的創業者掘り起こし事業【平成31年度当予算：3.8億円の内数】

創業者の基礎的な知識習得を支援する。加えて、潜在的創業者の掘り起こし等に繋げるとともに、将来の地域の創業者を日本全国で増やす観点から、全国的な創業イベントを開催する。(新規)

9. エンジェル税制

創業間もないベンチャー企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、引き続き、本税制の普及啓発を実施し、起業促進に向けた環境整備を図る。（継続）

10. スtockオプション税制の拡充【税制】

ベンチャー企業が成長段階に応じて必要な社外の高度人材を機動的に確保できるよう、一定の社外人材に付与されるストックオプションについても、主務大臣が認定した事業計画の下、税制支援の対象に追加する。（新規）

11. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。（継続）

12. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行う。（継続）

13. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資

日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行う。（継続）

14. ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【平成 31 年度当初予算：10.0 億円の内数】

産学金官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の事業立上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付する。（継続）

15. 女性起業家等支援ネットワーク構築事業【平成 31 年度当初予算 1.5 億円の内数】

女性起業家・キャリア支援機関等の様々な支援機関からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を通じ、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施する。（継続）

16. 中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）【平成31年度当初予算：0.4億円の 内数】

40歳以上の中高年齢者の雇用機会の創出を図り、生涯現役社会の実現を推進するため、40歳以上の中高年齢者が起業を行い、事業運営のための従業員を雇い入れる際に必要となる、募集・採用や教育訓練にかかる経費の一部を助成するとともに、起業後一定期間経過後に生産性向上が図れた場合に上乗せの助成金を別途支給する。（継続）

第2節 事業承継支援

1. 小規模企業共済制度

小規模企業の経営者に退職金を支給する小規模企業共済制度について、引き続き、制度への加入促進と共済金等の支給を着実に実施する。（継続）

2. 事業引継ぎ支援事業【平成31年度当初予算：70.1億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、各都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ支援センター」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A等によるマッチング支援を実施する。（継続）

3. 個人版事業承継税制【税制】

平成31年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、平成31年からの10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する制度を創設する。（新規）

4. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度（事業承継税制）【税制】

非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する「事業承継税制」を、平成30年からの5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、抜本的に拡充した特例措置を講じる。（継続）

5. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業など経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減する。（継続）

6. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を実施す

る。

また、M&A による事業引継ぎに際して、社外第三者（後継予定の者）に生じる株式買収資金等の資金ニーズに対応するための金融支援を実施する。（継続）

7. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施する。（継続）

8. 事業承継・世代交代集中支援事業（プッシュ型事業承継支援高度化事業）【平成 30 年度補正予算：50 億円の内数】

早期・計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気付き」を促すため、各都道府県単位で支援機関等から構成される事業承継ネットワークを構築する。事業承継ネットワークでは、事業承継診断を通じて経営者の事業承継支援に係るニーズを掘り起こし、適切な支援機関への取り次ぎ等を実施する。（継続）

9. 事業承継世代交代集中支援事業（事業承継補助金）【平成 30 年度補正予算：50 億円の内数】

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援する。（継続）

第3節 資金繰り支援、事業再生支援

1. セーフティネット貸付【財政投融資】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化等を来たしている中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。（継続）

2. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行う。（継続）

3. 小規模事業者経営発達支援融資【財政投融資】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本公庫が低利で融資を行う。（継続）

4. 資本性劣後ローンの推進【財政投融资】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑に図るため、金融検査上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本性資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。（継続）

5. （再掲）中小企業・小規模事業者経営力強化融資

6. 借換保証の推進

信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて、中小企業・小規模事業者の足下の返済負担の軽減を図っていくため、平成31年度も借換保証を引き続き実施する。

また、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件を緩和の実施による前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を支援するため、条件変更改善型借換保証についても引き続き平成31年度も実施する。（継続）

7. セーフティネット保証

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠での保証を実施するものである（保証割合80%または100%。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。（継続）

8. 信用保証協会による経営支援【平成31年度当初予算：11億円】

信用保証協会の利用者又は利用予定している創業（予定）者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施する。（継続）

9. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者や、資金繰り管理・採算管理といったより早期の経営改善が必要な中小企業・小規模事業者の経営改善を促進するため、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士・公認会計士・地域金融機関等）が中小企業・小規模事業者に対して行う経営改善計画の策定支援やフォローアップに要する費用の一部（2/3）を負担する。（継続）

10. 中小企業再生支援協議会【平成31年度当初予算：70.1億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者等に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行う。(継続)

11. 中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、(独) 中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の事業再生を地域内で支援する地域型ファンドや、広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用の促進に取り組む。(継続)

12. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等【平成 31 年度当初予算：1 億円】

2013 年 12 月 5 日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、経営者保証に関するガイドライン相談窓口及び同ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣について、引続き実施する。また、公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証制度についても、引続き実施する。また、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、広く実践されることが望ましい取組事例を継続的に収集し、引続き公表する。また、関係省庁が連携し、中小企業・小規模事業者等を主な対象として経営者保証に関するガイドラインの周知を図るための広報も引続き実施する。(継続)

13. 金融行政における小規模事業者に対する経営支援の強化等

「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」に基づき、金融機関に対し、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった地域企業の価値向上につながる支援を行うよう促した。(継続)

14. 沖縄の中小企業金融対策 【平成 31 年度当初予算：710 億円の内数】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本公庫が行う業務・取組について同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度を拡充する。(継続)

第4節 人材・雇用対策

1. 地域中小企業人材確保支援等事業【平成 31 年度当初予算：13.7 億円】

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘、紹介、定着等人材確保支援を実施する(継続)。また、平成 30 年度に構築を行った中核人材確保スキームの横展開や、経営支援機関等と人材紹介会社等が連携したプラットフォーム構

築の実証事業を行う（新規）。

2. スマートものづくり応援隊等事業・ものづくり中核人材育成事業【平成31年度当初予算：13.7億円の内数】

製造現場の経験が豊富な人材や、IoTやロボットに知見を有する人材等が指導者としての汎用的なスキルを身につけるための研修を実施し、育成した指導者を製造業等の中小企業・小規模事業者の現場に派遣することで、これらの事業者の生産性向上を目指す。平成30年度末時点で計31拠点を整備。（継続）

3. サプライヤー応援隊事業【平成31年度当初予算：13.7億円の内数】

民間団体等が、中小企業・小規模事業者の次世代自動車への対応等を支援する人材（サプライヤー応援隊）を育成し、派遣する事業に対して、必要経費の1/2を補助し、自動車産業の底上げを図る。（新規）

4. 小規模事業者支援人材育成事業【平成31年度当初予算：5.4億円】

地域の小規模事業者を磨き上げ、地域の未来をデザインしていくことができる人材を育成するために

- ①商工会・商工会議所や地方公共団体を対象とした小規模事業者の支援手法を享受する研修を全国で実施する（小規模事業者支援手法研修）
- ②商工会・商工会議所やDMO等と連携し、ローカルデザイナーを育成していくため、ワークショップ等を開催する（ローカルデザイナー育成事業）
- ③まちづくりの専門知識等を習得する研修等を実施し、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成する（タウンマネージャー等育成事業）を通じて地域の小規模事業者支援人材の資質を向上させ、地域の経済活動が活発になることを目指す。（新規）

5. 中小企業大学校における人材育成事業

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修等を実施する。また、地域中小企業等からのアクセス改善に向けた「サテライト・ゼミ」等の実施や、豊富なメニューを揃えたウェブ活用型研修「WEBee Campus」、ケースメソッド型の高度実践プログラムを行う。（継続）

6. 労働者の雇用維持対策【平成31年度当初予算：62.3億円の内数】

景気の変動等にもともなう経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給するとともに、不正受給防止対策にも積極的に取り組み、本助成金のより一層の

適正な支給に努める。(継続)

7. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援【平成31年度当初予算：121.1億円の
内数】

人材確保等支援助成金においては、平成30年度に実施した助成の他、働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業・小規模事業者が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成を行う「働き方改革支援コース（仮称）を平成31年4月に創設予定。(継続)

8. 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業【平成30年度当初予算：
34.1億円の内数】

「人材確保対策コーナー」の拡充等を行い、人材不足分野におけるマッチング支援の強化を図る。(継続)

9. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【平成31年度当初予算：30.0億円の内数】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給する。(継続)

10. 地域活性化雇用創造プロジェクト【平成平成31年度当初予算：58.8億円の内数】

地域における安定した良質な雇用の創出・確保に向けた取組を推進するため、産業政策と一体となって正社員雇用の創出・確保に取り組む都道府県を支援する地域活性化雇用創造プロジェクトを実施する。(継続)

11. 成長分野等への人材移動の促進【平成31年度当初予算：45.0億円の内数】

労働移動支援助成金（再就職支援コース）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対する再就職支援を民間職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して助成する。

また、再就職援助計画対象者等を早期に雇い入れた事業主に対して労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）を支給し、当該労働者に対して訓練を実施した事業主に対してはさらに追加の助成を行う。

加えて、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）により、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大させた事業主に対する助成を行う。(継続)

12. 人材確保対策推進事業【平成31年度当初予算：34.1億円の内数】

「人材確保対策コーナー」の拡充等を行い、人材不足分野におけるマッチング支援の強化を図る。(継続)

13. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【平成31年度当初予算：5.5億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(昭和45年法律第98号)に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。(継続)

14. 中途採用等支援助成金（UIJターンコース）【平成31年度当初予算：1.1億円の内数】

地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIJターン者を採用した事業主に対して、その採用活動に要した経費の一部を助成する中途採用等支援助成金（UIJターンコース）を支給する。(新規)

15. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【平成31年度当初予算：114億円の内数】

最低賃金・生産性向上による賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

- ①働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援センター」を全国(47カ所)に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施する。(継続)
- ②傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成する。(継続)
- ③全国47都道府県において、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者(事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場に限り)に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。(継続)

16. キャリアコンサルティングの普及促進

民間職業紹介・就職支援機関や企業の人事管理・人材育成部門、学校におけるキャリア教育などにおいて、キャリアコンサルティング(労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。)の活用について普及促進を進める。2016年4月には、キャリアコンサルティングを行う専門家として「キャリアコンサルタント」を国家資格化したことから、当該資格の周知を進める。また、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャ

リア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」である「セルフ・キャリアドック」の導入を推進する。(継続)

17. 所得拡大促進税制【税制】

持続的な賃上げや人材投資等に取り組む中小企業等を支援するため、平成30年度税制改正において、給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一定割合の税額控除ができる措置を講じる。具体的には、①継続雇用者給与等支給額を対前年度比で1.5%以上増加させた場合には、給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除、さらに、②継続雇用者給与等支給額を前年度比で2.5%以上増加させ、かつ、人材投資や生産性向上に取り組む場合には、給与等支給総額の対前年度増加額の25%の税額控除ができることとしている。(継続)

第3章 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

第1節 地域資源の活用

1. 小規模支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法に基づき商工会・商工会議所が小規模事業者の支援を技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に資する計画を作成し、経済産業大臣が認定する。(継続)

2. (再掲) 小規模事業対策推進事業

3. 認定計画推進強化事業(国内・海外販路開拓強化支援事業)【平成31年度当初予算：23.9億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援する。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援する。(新規)

4. (再掲) JAPAN ブランド育成支援事業(国内・海外販路開拓強化支援事業)

5. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」という。)に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、伝統的工芸品の指定及び指定の変更を行う。(継続)

6. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【平成31年度当初予算：10.6億円】

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行う。（継続）

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・ 後継者育成事業
- ・ 原材料確保対策事業
- ・ 意匠開発事業
- ・ 連携活性化事業
- ・ 産地プロデューサー事業 等

②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・ 人材確保および技術技法継承事業
- ・ 産地指導事業
- ・ 普及推進事業
- ・ 需要開拓事業 等

7. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施する。（継続）

第2節 商店街・中心市街地の活性化

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じる。（継続）

2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行う。（継続）

3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【平成31年度当初予算：中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行う。（継続）

4. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【平成31年度当初予算：中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣する。(継続)

5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【平成31年度当初予算：中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行う。(継続)

6. 企業活力強化資金（流通・サービス業関連）【財政投融資】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。(継続)

7. 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業【平成31年度当初予算：5.0億円の内数】

魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備などの支援を行う。(新規)

8. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法による認定を受けた「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる不動産の取得等に対し、その不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じる。(継続)

第3節 その他の地域活性化施策

1. 地域未来投資の促進

引き続き、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果が大きい事業に対して、地域未来投資促進法の活用等により支援を実施する。(継続)

2. (再掲) ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【平成31年度当初予算：10.0億円の内数】

産学官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一

部を交付する。(継続)

3. 企業の地方拠点強化税制【税制】

地方創生のためには、東京一極集中を是正し、地方に良質な雇用を創出することが必要である。このため、企業の本社機能（事務所、研究所、研修所）の東京23区から地方への移転や地方における拡充をした場合に、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%の特別償却（移転型事業の場合には、取得価額の25%）又は取得価額の4%の税額控除（移転型事業の場合には、取得価額の7%）の選択適用、その地方拠点における雇用者数に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置を引き続き講じる。(継続)

4. 地域中核企業ローカルイノベーション促進事業【平成31年度当初予算：20.1億円】

戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を行うための事業。(継続)

5. 連携中枢都市圏構想の推進【平成31年度当初予算：2.0億円の内数】

連携中枢都市圏の形成等を支援するため、国費による委託事業を実施する。また、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に資する取組を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講じる。(継続)

6. 観光産業等生産性向上資金

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、品質の高いサービス等を提供する中小企業に対して日本公庫が必要な資金の貸付を行う。(継続)

7. 地域経済牽引事業支援事業

地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業者と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における事業化や設備投資を支援する。(継続)

第4章 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

第1節 経営支援体制の強化

1. (再掲) 小規模事業者対策推進事業

2. 中小企業連携組織支援対策推進事業【平成31年度当初予算：6.7億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、中央会指導員がサポートしつつ、その実現化に向けた取組を支援する。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行う。（継続）

3. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸付ける。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行う。（継続）

4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【平成31年度当初予算：47.8億円】

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施する。（継続）

5. ローカルベンチマークの活用促進

ローカルベンチマークを活用した企業の事業性評価に基づく、経営改善や生産性向上に向けた取組みを引き続き推進する。具体的には、中小企業・小規模事業者支援施策との効果的な連携を検討するほか、各支援機関のローカルベンチマーク活用に関する取り組みをフォローアップする。（継続）

第5章 災害からの復旧・復興、強靱化

第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策

1. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施する。（継続）

2. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融资】

東日本大震災及び熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」及び「平成 28 年熊本地震特別貸付」を引き続き実施する。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対して、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施する。さらに、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において「平成 30 年 7 月豪雨特別貸付」を引き続き実施する。（継続）

3. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度を平成 23 年度に創設。平成 31 年度も、特定被災区域内において引き続き実施する（保証割合 100%、保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。

また、現在（平成 30 年 12 月末）、熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震、平成 30 年台風 21 号等にセーフティネット保証 4 号を発動しているが、平成 31 年度においても、被害状況を調査の上必要に応じて継続する。（継続）

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期・無利子、無担保での融資を行う。（継続）

5. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【平成 31 年度当初予算：9.7 億円】

東日本大震災の被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで平成 23 年度に設置した、総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」において、引続き、中小事業者等の事業再生支援を実施する。（継続）

6. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施する。（継続）

7. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業であり、平成23年度に創設した。本施策については、平成31年度も引続き実施する。(継続)

8. 被災中小企業復興支援リース補助事業の実施

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の10%を補助する。

9. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【平成31年度当初予算：75.8億円の内数】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

- ①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、
- ②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。(継続)

10. 仮設工場・仮設店舗等整備事業【平成31年度当初予算：13.0億円】

仮設施設整備事業・仮設施設有効活用等助成事業 (継続)

11. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行う。(継続)

12. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。(継続)

13. 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に設置している特別相談窓口において東日本大震災による被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。(継

続)

14. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、1つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。(継続)

15. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】

東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨での被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込み、周知・徹底を図る。(継続)

16. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）【平成30年度当初予算：0.8億円の内数】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せする。(継続)

17. 放射線量測定指導・助言事業【平成31年度当初予算：0.3億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行うことで工業製品等に係る風評を払拭する。(継続)

18. 原子力災害対応雇用支援事業【平成平成30年度当初予算：10.0億円の内数】

原子力災害の影響を受けた福島県内の被災者の一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業を実施する。(継続)

19. 被災地の人材確保対策事業【平成31年度当初予算：8.8億円】(継続)

20. 福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業【平成31年度当初予算：57.0億円】

福島イノベーション・コースト構想の重点分野（廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産等）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。(継続)

21. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【平成31年度当初予算：88.0億円】

福島県12市町村の避難指示区域等で工場・店舗等の新增設を行う企業に対し、その費用を補助し、雇用の創出、産業集積を図る。加えて、住民の帰還や産業立地を促進するため、商業回復を進める。(継続)

22. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【平成31年度当初予算：156.4億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村で被災した中小事業者の自立を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する設備投資等の費用の一部補助。平成31年度は、基金の積み増しを行うとともに、事業展開を行う場合について、同一の事業再開等計画であっても、一定条件の下、複数回申請を行うことができるものとする。(継続)

23. 原子力災害被災地域における創業等支援事業【平成31年度当初予算：1.9億円】

福島県の原子力被災12市町村のまち機能の回復やそれを通じた被災事業者の自立に向け、創業や12市町村外からの事業展開等に際して必要となる設備投資等に対する補助を行うとともに、12市町村における創業等の活動・取組の促進に向けた環境の整備を行う。(継続)

24. 生活関連サービスに要する移動・輸送等手段の確保支援事業【平成31年度当初予算：1.5億円】

福島県の原子力被災12市町村において、地元商店による共同配達や医療サービス等に必要なる移動・輸送手段の支援を行う。(継続)

25. 人材マッチングによる人材確保支援事業【平成31年度当初予算：6.1億円】

福島県の原子力被災12市町村において、被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネーターが被災事業者の人材ニーズをきめ細かく把握し、インターネット等を通じて求人情報を発信し、12市町村内外の人材と被災事業者等とのマッチング支援を行う。(継続)

26. 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【平成31年度当初予算：3.7億円】

事業者の販路開拓や新ビジネス創出等のため、事業者間マッチング等を行う。具体的には、事業者間のマッチングに加え、マッチング後の事業が円滑に進むように専門家による指導等により事業者のサポートを行う。(継続)

27. 官民合同チーム専門家支援事業【平成31年度当初予算：82.0億円（基金）】

官民合同チームにおける専門家による訪問・相談支援を行う。カウンセラー、コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業展開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者に寄り添ったコンサルティング支援を実施。（継続）

28. 地域の伝統・魅力等の発信支援事業【平成31年度当初予算：1.9億円】

福島県の伝統・魅力等を発信する民間団体等の支援により、原子力被災12市町村を中心とした風評被害の払拭や交流人口増加による事業基盤の安定を目指す。（継続）

第2節 防災・減災対策

1. 中小企業強靱化法案

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案（中小企業強靱化法案）を第198回国会に提出しており、①中小企業の事業継続力強化のために必要な計画認定制度の創設し、各種支援を措置②商工会・商工会議所による支援体制の強化③遺留分に関する民法特例の対象を個人事業者へ拡大するなど、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進するための措置を盛り込んでいる。（新規）

2. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業の防災・減災設備投資を促進するため、平成31年度税制改正において、中小企業等経営強化法の改正を前提に、改正中小企業等経営強化法に基づく（連携）事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が、対象となる防災・減災設備（自家発、制震・免震装置等）を取得した場合に、20%の特別償却ができる措置を創設することとしている。（新規）

3. 社会環境対応施設整備基金（BCP融資）

BCP（事業継続計画）を策定している中小企業が、防災に関する施設への設備投資等をする際に融資を行う。更に、平成31年には、①中小企業等経営強化法の改正を前提に、改正中小企業等経営強化法に基づく（連携）事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げる措置を新設するとともに、②津波・水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在するものの土地に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げる措置を拡充する。（継続）

第6章 その他の小規模企業振興関係施策

第1節 財務基盤の強化

1. 法人税の軽減税率【継続】

中小企業の年間 800 万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から 15%に引き下げる措置。平成 31 年度税制改正において、適用期限を 2 年延長することとされた。(継続)

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（税額控除は資本金 3,000 万円超の法人を除く）ができる措置。平成 31 年度税制改正において、適用期限を 2 年延長することとされた。(継続)

3. 少額減価償却資産の損金算入の特例制度【税制】

取得価格 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間 300 万円を限度に、全額損金算入することができる措置（従業員 1,000 人超の法人を除く）。(継続)

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【継続】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10 年間の所得金額から控除することができる措置。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を 1 年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置。(継続)

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（税額控除は資本金 3,000 万円超の法人を除く）ができる措置。平成 31 年度税制改正において、適用要件を加えた上で適用期限を 2 年延長することとされた。(継続)

6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800 万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の 50%までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置。(継続)

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。(継続)

第2節 取引価格の適正化

1. 「下請等中小企業の取引条件の改善」【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】
サプライチェーン全体の取引適正化や付加価値向上に向け、平成28年9月に公表した「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）に基づき、下請法関係法令の周知・徹底を図るとともに、産業界による下請取引適正化への取組をまとめた「自主行動計画」の着実な実行と取組業種の拡大を進めていく。また、下請Gメンによる下請中小企業へのヒアリング調査などによる取引実態の把握に努めていく。（継続）
2. 下請代金法の運用強化【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】
下請取引適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請法を執行する。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請法違反に関する情報収集を行い、下請法の厳格な運用に努める。（継続）
3. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】
全国48か所に設置する「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する。また、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、個別指導やセミナー等を行う。下請法違反行為等を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催する。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン（下請適正取引等のためのガイドライン。経済産業省、国土交通省、総務省及び農林水産省の所管18業種）について、全国で説明会を開催する。（継続）
4. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】
下請中小企業振興法に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、融資、保証の特例により支援を実施する。（継続）
5. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】
新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を開催する。（継続）

6. 下請事業者への配慮要請等【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】

経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で、親事業者及び業界団体代表者に、下請法に基づく下請取引の適正化等について要請文を発出し、同法の周知徹底を図る。また、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者に下請中小企業振興法に定める「振興基準」の遵守について要請する。（継続）

第3節 消費税率引き上げ対応支援

1. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行う。（継続）

2. 商店街活性化・観光消費創出事業【平成31年度当初予算：50億円の内数】

地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組に対して支援を行う。（新規）

3. キャッシュレス・消費者還元事業【平成31年度当初予算：2,978億円】

平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援。本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進する。

2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現することを目標。（新規）

第4節 消費税軽減税率対策

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援

消費税軽減税率制度の実施に向け、中小企業・小規模事業者の準備が円滑に進むように支援を行う。具体的には、①複数税率に対応したレジの導入等の支援、②複数税率に対応するための電子的な受発注システムの改修等の支援、③区分記載請求書等保存方式に対応するために必要となる請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入に要する経費の支援、を行う。（継続）

2. 消費税軽減税率対応窓口相談等事業

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォ

ーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行う。また、消費税転嫁対策窓口相談等も併せて実施する。(継続)

第5節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【平成31年度当初予算：中小機構交付金の内数】

取引先企業の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済金の貸付を行う倒産防止共済制度について、引き続き、制度への加入促進や共済金の貸付けを着実に実施する。(継続)

2. 経営安定特別相談事業

全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」による相談事業を円滑に実施するため、日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を引き続き支援する。(継続)

3. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進【平成31年度補正予算：15億円の内数】

BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の取組事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、サプライチェーンに位置づけられる中小企業等のBCPの策定を支援し、そうした取組を横展開することによって、中小企業の防災意識の啓発、強靱化に向けた取組を促進する。

また、中小企業・小規模事業者自らが策定したBCPに基づき防災施設等の整備を行う者に対して、日本公庫において融資を引き続き実施する。(継続)

4. 中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業【平成30年度補正予算：58億円の内数】

大規模災害時等に系統電力や都市ガスの供給が途絶した際に、生活必需品の供給やサプライチェーン維持等のために重要な中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。(新規)

5. ダumping輸入品による被害の救済【平成31年度当初予算：1.1億円】

貿易救済措置のうちAD措置は、他国企業から我が国に対するダumping輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請に基づき政府が調査を実施した上で関税を賦課することにより、公正な市場競争環境を確保する措置である。平成31年度も、国内産業からの申請を受け、国際ルール及び国内法令に基づき公正且つ適切に調査を進めていく。また、企業等への説明会やWTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実

施する。(継続)

第6節 官公需対策

1. 「平成31年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、国等の新規中小企業者をはじめとする中小企業向け契約目標、中小企業者の受注機会の増大のために実施する措置等を閣議決定する。

また、基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施する。

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。
- (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を全都道府県で開催する。
- (3) 地方において新規中小企業者からの調達を推進するための取組に関する情報の共有や連携方を協議する会議（新規中小企業者調達推進協議会）を開催する。
- (4) 「官公需契約の手引」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布する。(継続)

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【平成31年度当初予算：9.6億円の内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営する。(継続)

第7節 人権啓発の推進

1. 人権啓発【平成31年度当初予算：1.9億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施する。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施する。(継続)

第8節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付するほか、中小企業支

援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた情報発信やイベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施する。

(1) 冊子等の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として 200 以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布する。（継続）

(2) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を紹介し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催する。昭和 39 年度以来、開催している。（継続）

(3) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表する。（継続）

② メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート、イベント等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信する。（継続）

(4) ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）

ミラサポを通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届ける。（継続）

2. 中小企業白書・小規模企業白書の作成等

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等（2019 年版中小企業白書）を作成する。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等（2019 年版小規模企業白書）を作成する。（継続）

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。（継続）

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小企業基盤整備機構が実施する中

小企業景況調査の公表を行う。(継続)

第7章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 6次産業化等の推進

(1) 食料産業・6次産業化交付金【平成31年度当初予算：14.3億円】

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う新商品開発や販路開拓の取組、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。また、市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援する。(継続)

(2) 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動、農業生産関連事業者の事業再編等及び食品等流通事業者による流通合理化の取組に対し、出資等による支援を実施する。(継続)

2. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【平成31年度融資枠：639.6億円の内数】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。(継続)

(2) 木材加工設備導入等利子助成支援事業【平成31年度当初予算：0.03億円】

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等と共に、川中事業者を核とする安定供給体制の構築に必要な借入金に対して利子助成を行う。(継続)

(3) 次世代林業基盤づくり交付金（うち木材加工流通施設等の整備）【平成31年度当初予算：240.5億円】

川上から川下の事業者が連携し、生産・加工・流通コストの削減を図ることにより、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備を支援する。

(4) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金による乳業再編整備等への支援【平成31年度当初予算：230.2億円】

乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ること等により、中小乳業の経営体質の強化を推進し、酪農家の経営安定に資することを目的とする。

中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設

の新增設・廃棄、新增設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援する。(継続)

(5) 食品の品質管理体制強化対策事業

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、①HACCP 導入のための施設、設備の整備、②HACCP 導入の前段階の一般衛生管理や品質管理を行うための体制、施設・設備の整備（高度化基盤整備）への金融支援を行います。(継続)

(6) 海外需要創出等支援対策事業【平成31年度当初予算：34.1億円】

平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成に向け、官民一体となって「農林水産物の輸出力強化戦略」（平成28年5月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ）に基づく各種取組を実施。

国内外での商談会の開催及び海外見本市への出展支援、セミナーの開催、専門家等による輸出に関する相談対応等、日本貿易振興機構による輸出総合サポートを実施（継続）する。

国・地域及びテーマを絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にした日食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による重点的・戦略的プロモーションを実施（継続）する。

輸出拡大が期待される具体的な分野・テーマについて、海外の市場を開拓する取組を支援する。(継続)

(7) 輸出環境整備推進事業（うち輸出環境課題の解決に向けた支援）【平成31年度当初予算：5.5億円】

平成31年の輸出額1兆円目標達成に向け、官民一体となって「農林水産物の輸出力強化戦略」（平成28年5月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ）に基づく各種取組を実施。

「農林水産物の輸出力強化戦略」に掲げる重点品目等について、国際的に通用する認証の取得・更新（ISO22000等）、輸出対象国・地域が求める検疫等条件への対応（登録園地査察、ハラール認証等）、輸出対象国・地域において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新（有機JAS認証等）等を行う取組への支援を行う。（継続）

(8) グローバル産地づくり推進事業【平成31年度当初予算：1.5億円】

平成31年の輸出額1兆円目標達成に向け、官民一体となって「農林水産物の輸出力強化戦略」（平成28年5月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ）に基づく各種取組を実施。

平成30年8月末に立ち上げたGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を推進するため、相手国のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を進めるため、産地形成に必要な計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証・改善などの取組等の支援を行う。また、生産者等への輸出診断や、サイト交流会によるGFP登

録者のコミュニティ形成を行うなど意欲ある生産者等に重点的にサポート情報の提供を行う。(新規)

(9) 地理的表示保護制度活用総合推進事業 【平成31年度当初予算：1.6億円】

地理的表示(GI)の登録申請支援窓口の設置や申請に必要な調査に対する補助、GIに関する展示会等の開催による制度の普及啓発、知財専門職種活用のためのカリキュラム策定、国内外へ向けたGI製品の情報発信、海外における知的財産の侵害対策強化等を実施する(継続)。

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業【平成31年度当初予算：43.3億円】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集し、スマート農業技術等の研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施する。(継続)

(2) 日本公庫による各種融資

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④水産加工業の体質強化、⑤農業生産関連事業の事業再編等に対して融資を行う。(継続)

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

改正物流総合効率化法により物流の省力化・効率化を図るため、引き続き輸送機能と保管機能が連携した倉庫の整備を促進していく。

また、省エネ型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、更なる環境負荷低減に向けた検討等を行う。(継続)

2. 内航海運・国内旅客船事業対策【財政投融资：245億】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進する。(継続)

3. 中小造船業・船用工業対策

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、〔1〕【経営技術の近代化に向けた講習会を実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を実施】する。(継続)【平成31年度当初予算：0.9億円の内数】

(2) 東日本大震災では東北の太平洋側に位置する造船所のほとんどが壊滅的な被害を受

- けた。地域の基幹産業である水産業を支える地元造船産業の早期復旧・復興を図るため、国土交通省では、中小企業庁等関係省庁と連携し、各種支援制度を活用した支援を行ってきた。地盤沈下等により震災前と同様の操業を行うことが困難となっている造船事業者に対しては、協業化・集約化による本格的な復興のための造船施設の整備を支援する「造船業等復興支援事業費補助金」を平成25年度に創設し、平成26年度末までに、8件、19事業者に対して補助金を交付決定（補助額計114.2億円）の上、復興事業を推進している。平成29年度末までに7件の事業が完了したところ、残り1件の事業についても適正に実施する。〔2〕造船業等復興支援事業費補助金（継続）【平成25年度当初予算：160億円】
- (3) 船舶の建造・運航における生産性向上のための技術研究開発費に対し補助を行う。〔3〕先進船舶・造船技術研究開発費補助金（継続）【平成31年度当初予算：4.4億円】
- (4) 中小企業等経営強化法に基づき、中小造船業・船用工業の生産性向上を図るため、「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画の認定を進め、税制優遇等の支援措置により設備投資等を促進する。【税制】（継続）
- (5) 造船分野の人材について、学生・生徒、教職員に対する造船業への理解を深め、地域の造船企業と教育機関のネットワーク強化を図ることを目的として、工業高校等の造船学科向けの新教材、造船事業者等の地域連携によるインターンシップ等実施ガイダンスの普及を図る。また、高校における造船教育強化と造船教員の持続的な育成体制の構築を図るため、平成30年度に構築した造船教員育成プログラムの普及を図る。加えて、平成30年12月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立したところ、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるための制度を平成31年度から運用開始するにあたり、造船・船用工業を対象分野の一つとして位置付けており、外国人材の受入れを適切に実施していく。〔4〕造船業における人材の確保・育成（継続）【平成31年度当初予算：0.8億円】

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 生産性向上に向けた地域建設産業の持続性の確保【平成31年度当初予算：0.1億円の内数】

中小・中堅建設企業は、限られた投資資金・人材の中で生産性を向上させていかなければならないと同時に、経営者の高齢化等により休廃業に追い込まれる企業が増加傾向にあることから、企業自体の経営の効率化と後継者不足による事業承継等への対策を講じることにより、地域建設産業の底上げを図る。

具体的な取組として、事業承継等に係る実態把握を行い、企業が抱える課題の把握やその

要因、背景事情の分析、改善方策の検討や、経営効率化・事業承継等に関する相談窓口を設置し、専門家によるセミナーやコンサルティングの実施、コンサルティング案件の中から優良な取組事例等を集約し、横展開を行う。(新規)

2. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者（事業協同組合等）から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする「地域建設業経営強化融資制度」を引き続き実施する。なお、本制度では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。(継続)

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する「下請債権保全支援事業」を引き続き実施する。なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行っている。(継続)

3. 建設業の海外展開支援【平成31年度当初予算：1億円】

独自の技術を有するわが国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、国内セミナーの開催や ASEAN 諸国への訪問団派遣、海外合同就職説明会の開催等を通じて、技術の売り込みや現地関係者とのコネクション構築等を支援する。また、中堅・中小建設企業等における国際業務に精通した我が国のグローバル人材や外国人材の効果的な活用等をすすめるため、我が国企業におけるグローバル人材育成の事例収集や分析等を実施する。(継続)

4. 中小不動産業者に対する金融措置【平成31年度当初予算：4.5億円】

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。(継続)

5. 地域型住宅グリーン化事業【平成31年度当初予算：130億円】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。(継続)

6. 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業【平成31年度当初予算：4.5億円】

地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援を行う。（継続）

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【平成31年度当初予算：12.8億円の内数】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。また、委託事業として、生活衛生関係営業者が生産性向上に向けた取組を確実に行っていけるよう、生産性向上ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を実施し、その結果を生産性向上ガイドライン・マニュアルに反映させる事業を実施する。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付 【平成31年度当初予算：36.3億円の内数】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において融資を行う。平成31年度においては、生活衛生関係営業者の円滑な事業再生を支援するため、長期での返済が可能となる運転資金の貸付制度を創設し、引き続き生活衛生関係営業者の資金需要に適切に対応する。

第5節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量を認証する制度（J-クレジット制度）における手続等支援【平成31年度当初予算：3.8億円の内数】

J-クレジット制度は、中小企業等の再エネ・省エネ設備投資による温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして認証する制度であり、当該クレジットは、大企業等の低炭素社会実行計画の目標達成や、カーボン・オフセット等に活用される。

本事業では、制度事務局を運営するとともに、J-クレジット制度を利用した温室効果ガスの排出削減活動を実施する中小企業等に対し、プロジェクト登録やクレジット認証に係る支援等を実施する。

また、本事業では、カーボン・オフセットを促すとともに、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進する。

本事業により、中小企業等の再エネ・省エネ設備投資を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を図る。

2. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】

中小・小規模企業の公害防止対策を促進するため、日本政策金融公庫による融資を引き続き実施する。（継続）

3. 公害防止

中小・小規模企業の公害防止対策を促進するため、日本政策金融公庫による融資を引き続き実施する。（継続）

4. 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金）

【平成 31 年度当初予算：551.8 億円の内数】

工場・事業場における省エネ投資を促進してエネルギー消費効率の改善を促すため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」、対象設備を限定するが手続きが簡易な「設備単位」により、省エネ設備への入替支援を行う。（継続）

5. 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金【平成 31 年度当初予算：100.4 億円の内数】

工場・事業場において実施される電力の消費効率の高い設備への入替支援を行う。（新規）

6. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金【平成 31 年度当初予算：15.0 億円】

新設・既設事業所における省エネ設備の導入等を行う際、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行う。（継続）

7. 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金【平成 31 年当初予算：10.7 億円の内数】

中小企業等の省エネ取組をきめ細かに支援するため、省エネポテンシャルの無料診断を実施する。また、地域の専門家らが連携した省エネ相談拠点である「省エネ相談地域プラットフォーム」を全国に設置するとともに、「全国省エネ推進ネットワーク」にて地域における省エネ支援窓口や省エネ情報を一元的に発信する。（継続）

8. 地域低炭素投資促進ファンド事業【平成 31 年度当初予算：48.0 億円の内数】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資を行う。（継続）

9. エコリース促進事業【平成31年度当初予算：19.0億円の内数】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な中小企業等に対し、リース料総額の一部を補助することによって、頭金なしの「リース」の活用を促進し低炭素機器の普及を図る。（継続）

10. エコアクション21【平成31年度当初予算：0.8億円の内数】

中堅・中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして策定されたエコアクション21の有効性を高め、企業価値向上にも貢献できるよう改定されたエコアクション21ガイドライン平成29年版と、平成30年度に公表された業種別ガイドラインの認知・普及を図るため、全国で説明会を開催するとともに、シンポジウムを東京で開催する。また、大手企業のバリューチェーンマネジメントでのエコアクション21活用促進に関するシンポジウムを東京で開催する。

環境マネジメントシステム導入支援を目的として、CO2削減に特化した環境マネジメントシステム導入事業を引き続き実施する。（継続）

第6節 知的財産対策

1. 特許出願技術動向調査【平成31年度当初予算：8.3億円】

市場を創出・獲得する可能性のある技術分野や科学技術政策等において国として推進すべき技術分野を中心にテーマを選定し、当該テーマについて「市場動向」、「特許出願動向」等を調査する。調査結果は、日本の産業界における研究開発戦略や知的財産戦略の立案に活用し得るよう、特許庁ホームページ等を通じて積極的に情報発信していく。（継続）

2. 中小企業等外国出願支援事業【平成31年度当初予算：7.4億円の内数】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府県中小企業支援センター等及びジェトロを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。（継続）

3. 知的財産権制度に関する普及【平成31年度当初予算：INPIT交付金の内数、0.5億円】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1]知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向け説明会と、[2]特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会、最新の法令改正事項を広く説明する法改正の説明会を開催する。

平成31年度は、初心者向け説明会を47都道府県において、実務者向け説明会及び制度改正説明会を全国の主要都市で開催する。（継続）

4. 中小企業等海外侵害対策支援事業【平成31年度当初予算：7.4億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、ジェトロを通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても補助を行う。(継続)

5. 特許戦略ポータルサイト【平成31年度当初予算：0.1億円の内数】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。(継続)

6. 中小企業向けの特許料等の軽減

全ての中小企業を対象に、審査請求料、特許料（第1年分～第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/2に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の1/2に相当する額を交付する措置を実施する。(新規)

また、中小ベンチャー企業・小規模企業等に対しては、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。(継続)

7. 早期審査・早期審理制度

特許出願について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。また、外国特許庁にも出願している特許出願や、ベンチャー企業の特許出願について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）運用を引き続き実施する。意匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審判を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。(継続)

8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供（知財総合支援窓口）【平成31年度当初予算：INPIT交付金の内数】

中小企業や中堅企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口支援担当者を配置している。また、専門性が高い課題等には知財

専門家を活用し解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図る。(継続)

9. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備【平成31年度当初予算：INPIT 交付金の内数】

平成27年2月2日に独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番」においては、知財総合支援窓口とも連携し、主に中小企業を対象に、特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知的財産戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に専門家が対応しており、平成31年度もこれを継続する。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバー攻撃について、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等との連携等を行っていく。さらに、平成31年度も引き続き、営業秘密・知財戦略セミナーやeラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動を強化しつつ、本相談窓口の周知を行い中小企業による活用を促進していく。(継続)

10. 新興国等知財情報データベース【平成31年度当初予算：INPIT 交付金の内数】

新興国等知財情報データベースは、新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。(継続)

11. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【平成31年度当初予算：INPIT 交付金の内数】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣する。(継続)

12. 出張面接・テレビ面接【平成31年度当初予算：0.3億円の内数】

特許・意匠について、全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官・審判官が出張する出張面接を実施し、特許・意匠・商標について、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるテレビ面接を実施する。

また、平成29年7月に開設した「INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）」において「面接審査室」を利用して、審査官・審判官による出張面接、テレビ面接を、設定された重点実

施日を中心に実施する。(継続)

13. 知財金融促進事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）【平成31年度当初予算：1.5億の内数】

中小企業の知財を活用した経営を支援する為、知財を切り口とした事業性理解を進める金融機関に対し、中小企業の知的財産を踏まえた経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」を提供する等、金融機関による知財に注目した融資や経営支援につなげる包括的な取組を行う。(新規)

14. 日本発知財活用ビジネス化支援事業【平成31年度当初予算：3.3億円の内数】

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、ジェトロを通じて以下の取組を行う。(継続)

- ①国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等に渡る包括的支援。
- ②海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
- ③本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。
- ④現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

15. 地域中小企業知的財産支援力強化事業【平成31年度当初予算：1.7億円】

中小企業の様々な課題や地域特性等に応じたきめ細かな支援により中小企業の知財保護・活用を促進するため、意欲の高い地域の支援機関等による先導的・先進的な知財支援の取組を経済産業局等を通じて募集し、その実施を支援する。(継続)

16. 海外知財訴訟保険補助事業【平成31年度当初予算：7.4億円の内数】

中小企業等が海外知財訴訟への対抗措置を取ることができるようにするため、全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険制度の取組に対し支援を実施する。

中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、海外知財訴訟費用保険の掛金の1/2（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、1/3）を補助する。掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進する。(新規)

17. 特許情報の提供

「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」を通じた特許等の公報・審査経過情報の検索・照会サービスを、引き続きインターネットを介して無料で提供するとともに、J-PlatPatの機能改善（審査経過情報が照会可能となるまでのタイムラグの解消、照会可能な審査書

類の拡充等）を実施する。

また、中国・韓国特許文献を日本語で調査できる「中韓文献翻訳・検索システム」を J-PlatPat に統合し、当該システムで提供していたサービスを J-PlatPat 上で利用可能とする。

さらに、「外国特許情報サービス（FOPISER）」を通じた ASEAN 等の特許情報の検索・照会サービスも、引き続きインターネットを介して無料で提供する。（継続）

18. 戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業費補助金【平成31年度当初予算:0.6億円】

中小企業の知財を活用した海外展開を戦略的に支援するため、複数年にわたり、専門家が海外知財戦略の策定や課題解決に係るコンサルティングを行うとともに、特許協力条約に基づく国際出願・国内移行等の費用について資金助成を行う。（新規）

第7節 標準化の推進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」の下で、中堅・中小企業等向けに標準化の戦略的活用に関するセミナーを実施するなどの支援を引き続き行っていく。（継続）